

大網白里市地域公共交通活性化協議会傍聴規則

(目的)

第1条 この規則は、大網白里市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の傍聴に係る手続、遵守事項その他必要な事項を定めることを目的とする。

(傍聴者の定員)

第2条 傍聴者の定員は、10名とする。

(傍聴の手続)

第3条 会議を傍聴しようとする者は、傍聴者受付簿に自己の住所及び名前を記入しなければならない。

2 傍聴の申込は、会議開始の15分前に会議場入口において受付を行い、希望者が10名を超える場合は抽選により傍聴者を決定する。

(会議場に入ることができない者)

第4条 ポスター、ビラ、拡声器の類を持っている者のほか、会議の進行を妨害し、又は周囲に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者は、会議場に入ることができない。また、会議の進行を妨げる者に対しては、会長が退場を命ずることかできる。

(傍聴者の遵守事項)

第5条 傍聴者は、会議を傍聴するときは、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴し、拍手その他の方法により可否を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てる等、会議を妨害しないこと。
- (3) 携帯電話等、無線機器の電源を切ること。
- (4) 飲食又は喫煙を行わないこと。
- (5) 会長の許可なく写真撮影、録画、録音等を行わないこと。
- (6) その他会議の秩序を乱し、又は会議の支障となる行為をしないこと。

(傍聴者の退場)

第6条 傍聴者は、会長が傍聴を認めない項目を検討するときは、直ちに会議場から退場しなければならない。

(会長の指示)

第7条 傍聴者は、会長の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第8条 傍聴者が、この規則の規定に違反していると認められる場合は、会長は、傍聴者に対して必要な措置を講ずることができる。

2 傍聴者が前項の規定による命令に従わないときは、会長は、その者に対して会議場から退場を命ずることができる。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、協議会の傍聴に関し必要な事項は会長が協議会に諮り、定めるものとする。

附 則

この規則は、平成20年6月6日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年1月1日から施行する。